

社会福祉法人いのちの電話 定款

第一章 総則

（目的・事業の種類）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、苦悩の多いこの時代にいきるものが、互いによき隣人になって、ひとりひとりのいのちを大切にしようと言う思いから生まれた。「いのちの電話」は、思いを同じくするボランティア相談員と相談者が、主として「電話」等の通信手段を使って対話をするにより、互いに生命の貴さを確認し、相談者の尊厳を保持しつつ、健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種 社会福祉事業「いのちの電話」センターの運営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人いのちの電話という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって社会福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第四条 法人の事務所を東京都千代田区に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 法人に11名以上13名以内の評議員を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、同委員会において行う。

2 評議員選定委員会の委員は、6名以内とし、監事1名以上、外部委員2名以上を含むものとする。

3 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 評議員候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

- 5 理事会は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、その理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第七条 評議員には、その配偶者又は三親等以内の親族及び社会福祉法施行規則第二条の七各号の関係がある者が含まれてはならない。

- 2 評議員には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と社会福祉法施行規則第二条の八各号の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員には、他の評議委員及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。）の合計数が、評議員総数の三分之一を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ）はこれを支給しない。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (3) 定款の変更

- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、6月に開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で特に定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案については、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 評議員会においては、出席した評議員の互選により議長及び議事録署名者2名を定める。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が同意した時は、書面又は電磁的記録により評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2名が記名押印し、その正確であることを認証する。

第四章 役員及び職員

（役員の数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- （１）理事 9名以上11名以内
 - （２）監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員を選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第一八条 理事には、各理事の配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則第二条の十各号で定める関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と同条各号で定める関係がある者が理事総数の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。第4項において同じ。）の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と社会福祉法施行規則第二条の十一各号で定める関係がある者が含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に四ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、報酬等はこれを支給しない。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の事務を統括する事務局長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、その職務に関して報告し意見を言うことができる。理事会は、監事に出席を求め、その職務に関し、報告を求めることができる。

(権限)

第二六条 理事会は、理事長が主宰し、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集し、監事に通知する。

理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従って、理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が同意したときは、書面又は電磁的記録により、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び議事録署名人2名及び監事が、議事録に記名押印し、その正確であることを認証する。

(役員の損害賠償責任の免除、責任限定契約)

第三〇条 理事若しくは監事（以下「役員」という。）がその任務を怠つたときに法人に対して負う損害賠償責任（次項において「賠償責任」という。）については、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（次項において「準用法」という。）第百十四条の規定により、同条第一項の定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 法人は、準用法第百十五条の規定により、役員（同条第一項において除外される理事を除く）との間に、賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度額は、同項の規定する最低責任限度額とする。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 基本財産特定預金1億円。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の決議を経た上で、東京都千代田区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その限りでない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に

対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様である。

(事業報告及び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書

(5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに重要な義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都千代田区長の認可（社会福祉法第四五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都千代田区長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人いのちの電話の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞に掲載して、又は電子公告によって行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 菊池吉彌

理事 大島静子

理事 尾崎憲治

理事 ルツ・ヘットキャンプ

理事 イアン・マクラウド

理事 今井 寿

理事 福川正三

理事 新海明彦

理事 松島正儀

理事 三永恭平

監事 兼藤 栄

監事 高岡良夫

- ・1973年(昭和48年) 12月20日 法人許可
- ・2003年(平成15年) 11月5日 変更申請 (平成15年) 11月12日認可
- ・2006年(平成18年) 5月25日 変更申請 (平成18年) 6月6日認可
- ・2013年(平成25年) 9月10日 変更申請 (平成25年) 10月8日認可
- ・2013年(平成25年) 12月17日 変更申請 (平成26年) 1月15日認可
- ・2015年(平成27年) 4月8日 変更申請 (平成27年) 4月17日許可
- ・2017年(平成29年) 1月6日 変更申請 (平成29年) 1月6日認可